

沿岸広域振興局長告示第19号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成24年4月3日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

廃止に係る地方卸売市場の開設者		廃止に係る地方卸売市場	
名 称	住 所	名 称	位 置
株式会社釜石青果地方 卸売市場	釜石市大渡町一丁目4番15号	株式会社釜石青果地方 卸売市場	釜石市大渡町一丁目4番15号